

### 手数料に関して

当社は、職業安定法に基づき、以下の通り届出制手数料率等の上限を定めております。求人者の皆さまと当社との個別の職業紹介における手数料等については、申込書または契約書で定めております。

求職者の皆さまにつきましては、職業安定法の定めにより、一切の手数料は発生いたしません。

### 届出制手数料にかかる手数料表

| サービスの種類および内容                                                           |      | 手数料の額                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、<br>求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス | 成功報酬 | 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の <b>最大100%</b><br>(手数料負担は、求人者とします)                                                                                |
| 求人の充足を容易にする為の求人者に対する専門的な相談・助言                                          | 成功報酬 | 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の <b>最大100%</b><br>(手数料負担は、求人者とします)                                                                                |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓や<br>そのための調査・探索                                       | 基本報酬 | 一求人当たり次の額を上限とします。<br>1回目（契約締結時） <b>2,000万円</b><br>2回目（2回目の面接が設定された時） <b>2,000万円</b><br>3回目（求職者の採用を決定した時） <b>2,000万円</b><br>(手数料負担は、求人者とします) |
|                                                                        | 成功報酬 | 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の <b>最大100%</b><br>(手数料負担は、求人者とします)                                                                                |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言                                            | 成功報酬 | 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の <b>最大100%</b><br>(手数料負担は、関係雇用主とします)                                                                              |

※労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※上記手数料に消費税は含みません。

### 返戻金制度に関する事項

当社の返戻金制度は以下の規定に沿って求人者に対し返戻をいたします。

なお、求人者の皆さまと当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

|                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| 入社日より1ヵ月以内の退職の場合       | 成功報酬の80%の返戻をいたします。 |
| 入社日より1ヵ月を超え3ヵ月以内の退職の場合 | 成功報酬の50%の返戻をいたします。 |
| 入社日より3ヵ月を超え6ヵ月以内の退職の場合 | 成功報酬の5%の返戻をいたします。  |

許可番号 47-ユ-300329

事業所の名称 株式会社経営人事パートナーズ

事業所の所在地 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎一丁目20 番1 号3 階